

大学院担当調整額の見直しについて(案)

平成19年4月の教員組織の変更により、自ら教育研究を主たる職務とする助教が設置されたことに伴い、本学では、学士課程における授業の担当を義務付けることとしたうえで、大学院学生の教育・研究指導を担当する助教に調整数2の大学院担当調整額を支給することとした。この結果、約170名の助教が調整数1から調整数2に移行し、平成19年度における人件費が約3千万円増加する見込みとなった。このような事態を招いたことについては、見直しにあたっての現状分析が甘かったと言わざるを得ない。

すなわち、現行規程における同調整額の支給要件は、大学院研究科の担当を命じられている者で、1)当該研究科において直接に教育(講義、演習、実験又は実習)を担当する者、又は2)主任として学生に対する研究指導(原則として1名の学生に対して1名の主任が行う。)を担当する者に支給することとしている。上記1)の大学院学生への「教育担当」の定義が必ずしも明確ではなく、実態が不明瞭なまま支給している場合も見受けられ、実質的に大学院教育を実践している教員との間に齟齬が生じている。

以上のことを踏まえ、平成20年度から始まる学域・学類制の下での学士課程教育とそれに接続する大学院教育との整合性、並びに大学院教育の実態に即したインセンティブの導入等を図り、教育重視の研究大学を実現するため、次のような観点から大学院担当調整額を再度抜本的に見直すこととした。

平成20年4月からの3学域改組に伴い、本学教員は研究域・系の所属となり、今後は研究域・系に属する多種多様な分野の教員の協力により大学院教育の充実が期待できること、また助教の大学院教育担当によりきめ細かな教育対応が可能となることなどから、教員には今まで以上に大学院教育へ参画願う必要がある。

優秀な大学院学生の確保(特に博士後期課程)は、他大学においても様々な方策を打ち出すなど、競争がますます激しくなっている。このため、本学においては大学院学生の確保と優れた大学院学生(若手研究者)の育成とを連動したインセンティブ的な手当の調整が必要である。

上記及びに掲げる理由から、大学院教育の促進と大学院学生の確保に即した、整合性のある大学院担当調整額を新設しつつ、人件費の抑制を図るため、同調整額を次のように改正することとする。

1. これまでの調整額1, 2及び3の区分を廃止し、調整額1, 2相当に一本化し、職種に応じた一律の大学院担当調整額を導入する。
2. 大学院学生の主任研究指導を行っている教員については、その人数等に応じ、「大学院主任指導手当(仮称)」を支給する。
3. 1学期に大学院を担当した教員については、2学期に担当しない場合においても年間を通じて調整額が支給される一方、1学期に担当せず、2学期のみ担当した教員には2学期のみ調整額が支給されている実態を改め、いずれの場合も年間を通じて調整額を支給する。

1.現行手当額						
本給の調整額						
	職名	人数	調整額	調整額	調整	
	5級(教授)	398	15,100	30,200	45,300	
	4級(准教授)	295	12,700	25,400	38,100	
	3級(講師)	88	11,900	23,800	—	
	2級(助教(助手))	251	10,500	21,000	—	
2.年間支給総額						
	平成18年度支給総額 384,777,762 円(本給の調整額に係る地域手当、期末勤勉手当を含む)					
3.新手当額						
(1)本給の調整額						
	支給要件:大学院研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者					
	職名	人数	調整額	調1.2相当	調2	
	5級(教授)	398	18,100		5級:30,200	
	4級(准教授)	295	15,200		4級:25,400	
	3級(講師)	88	14,200		3級:23,800	
	2級(助教(助手))	251	12,600		2級:21,000	
(2)大学院主任指導手当(本給の調整額に加算.新設)						
	支給要件:主任として大学院研究科の学生に対する研究指導に従事する者					
	項目		手当額			
	博士前期(修士課程を含む。)主任指導担当		9,000			
	博士後期課程主任指導担当		15,000			
	博士後期課程主任指導4人(医学5人)以上		40,000			
4.検討課題						
	助教を大学院主任指導者とすることの是非					

教員の「自己調査表」の入力が、システムの不具合で延び延びとなっています。その自己評価調査表を部局長が評価することに対して、文系6部局長から教育評価等検討委員会委員長に対して、実施の延期への要望書が出されていますので、ご紹介いたします。

平成20年1月30日

教育評価等検討委員会委員長 殿

文学部 部長 久保田 功雄
 教育学部 部長 片桐 和雄
 法学部 部長 生田 省悟
 経済学部 部長 野村 眞理
 人間社会環境研究科 長 柴田 正良
 法務研究科 長 榎見 由美子

教員個人評価の実施延期について(要望)

教員個人評価については、平成19年度に試行的評価を実施することで準備作業が進められているところですが、教員個人の自己評価調査表への入力作業は当初の予定より遅れている現状にあります。本日以降早々にその入力作業が可能になったとしても、その後に部局長による総合評価、評価結果に対する教員からの不服申立て等の作業があります。

例年年度末にあつては、教員は学生の成績評価、入試等で何かと多忙な時期であり、この時期に、教員個人の自己評価調査表への入力作業、更には部局長の総合評価、教員からの不服申立て等に係る作業が重なることとなります。

については、平成19年度中には教員個人の自己評価調査票への入力テストを実施するものとし、教員個人評価の試行的評価については、平成20年度からは研究域・系との教員組織の改